

第6回 京都府丹後地区絹織物業最低工賃専門部会 議事要旨

令和7年8月25日

開催日時	令和7年7月25日（金）午後1時30分～午後2時50分（80分間）
場 所	京都労働局6階会議室
出席状況	公益代表委員 出席3名 欠席0名 家内労働者代表委員 出席3名 欠席0名 委託者代表委員 出席3名 欠席0名
主要議題	1 西陣織工業組合、丹後織物工業組合連名提出資料（先染め）説明 2 丹後織物工業組合提出資料（後染め）説明 3 改正京都府丹後地区絹織物業最低工賃表の文言について 4 改正京都府丹後地区絹織物業最低工賃の周知期間について

議事要旨・議事録

本会議は 《公開・非公開》

- 1 部会長から第5回最低工賃専門部会において、最低工賃の改正金額につき、丹後織物工業組合(以下、「丹工」という)と西陣織工業組合(以下、「西工」という)の間で自主的な協議を行うとの西工委託者委員の意見に基づき、協議が行われた結果、両組合連名の先染めに関する意見書が提出され、また、丹工から後染めに関する意見書が提出されたことが述べられ、それぞれの意見書の説明が求められた。
- 2 西工委託者委員から西工、丹工連名の先染めに関する意見書について説明があり、先染めの帯に関する最低工賃は、帯の丁数により「6丁以下」、「9丁未満」、「9丁以上」の3区分としつつ、金額については3区分とも同額として、現行の最低工賃を実質的に下回らない金額が示された。また、正絹着尺に関する最低工賃は、現行の枠組みのまま上積みした金額が示された。
- 3 また、丹工家内労働者委員から丹工の後染めに関する意見書について説明があり、正絹無地ちりめん、正絹紋織物ともに現行の枠組みのまま、前回改定時からの消費者物価指数の上昇を参考に上積みした金額が提示された。
- 4 部会長から両意見書に対する意見を求めたところ、とくに異議が示されなかったため、最低工賃専門部会として改正最低工賃額は両意見書で示された金額とする方針が確認された。
- 5 帯の丁数に関する定義について委員間で議論があり、次回専門部会までに事務局が調整に入り、定義をまとめることとなった。

（次葉に続く）

- 6 改正最低工賃の発効日について、法定発効の流れを事務局から説明。周知期間を踏まえ、次回、最低工賃専門部会で結論を出すこととなった。
- 7 第7回専門部会は、9月後半から11月初旬までの間に開催すべく、日程調整することとなった。

以上